

入所選考基準の改定検討案について

1 基本指数

(1) 出産について（基本指数 番号3）

検討事項	検討理由
指数の変更 ・ 35点から50点へ変更	新制度の規定においては、保育必要量の区分を保育標準時間認定（1日あたり11時間までの保育の提供を受ける）とするものとされ、長時間保育の利用を想定されている。このことから、保育の必要性は就労等、他の保育の必要性に係る事由と同程度に高いものと思われる。各事由との均衡を図るため、それぞれの最高指数である50点への変更を検討している。 対象となる場合については、保育の必要性に係る他の事由に該当せず、出産月を含め前後2か月の計5か月間に該当する場合及び医師の判断により安静を必要とする場合とすることを検討している。

参考：近隣自治体の規定状況

	小金井市	小平市	清瀬市	東久留米市	東村山市	三鷹市	武蔵野市	杉並区	世田谷区	中野区	練馬区
指 数	90	35	45	35	75(通常出産) 85(要安静等)	24(通常以外) 28(通常出産)	70	8	15	14	24
最高指数	100	50	50	50	100	45	100	20	50	20	40

(2) 若年保護者への配慮について（新規）

検討事項	検討理由
新規導入 ・ 別表にて規定	保育の必要性が高い事由であり、配慮が必要であると考えている。保育施設又は事業の利用を確実なものとするため、指数の設定をすることなく、別表にて対応するものとした。 ただし、配慮を必要とする若年保護者の定義、条件及び運用方法については検討を要する課題であると考えている。

## 2 調整指数

### (1) 育児休業明けの場合について（調整指数 番号5）

検討事項	検討理由
適用範囲の拡大 ・ 育児休業明けに限らず育児休業期間中にも適用 ・ 育児休業対象児童への適用に限らず、きょうだい児童にも適用	<p>育児休業終了日が含まれる月の入所選考に限り加点されていたが、年度途中の入所選考時に加点となる児童については、保育所の定員に空きが無く選考が行なわれないことがあるなど、効果を実感しにくいものであったことから、年度当初の入所を目指し、入所選考時に指数の適用を受ける目的で、取得可能な期間よりも短期間の育児休業取得又は取得中の育児休業期間の短縮を選択する保護者が多く見受けられた。</p> <p>このことに対応するため、近年の入所選考においては、育児休業期間中についても加点を行ない、年度当初の入所選考時に指数の適用を受ける対象を拡大するように運用している。</p> <p>また、現在の入所選考においては、育児休業対象児童にのみ加点され、きょうだいに関しては加点がなされず、比較的入所が難しい状況となっている。</p> <p>育児休業の活用推進及び円滑な復職のため、現在の運用に合わせ、また、対象児童に加点適用を限定せず、きょうだい児童についても適用することができるよう、文言整理及び適用範囲の拡大を検討している。</p>

### (2) 育児休業取得により退所した後の再入所について（調整指数 番号6）

検討事項	検討理由
適用範囲の拡大 ・ 長期育児休業期間経過により退所となった児童に限らず、育児休業取得により退所した児童にも適用	<p>保育所在籍児童のきょうだいの出生により保護者が育児休業を取得した場合、育児休業対象児童が満1歳6か月となる月の末日を超えて育児休業を取得し続けた際には、保育所を退所することとなる。このように退所した後、復職を見込み再度入所を申し込んだ際の入所選考に限り加点がなされていた。</p> <p>しかし、育児休業取得により保護者自身が保育可能な状況となり、きょうだいを同時に家庭保育するために自らの意思で退所した場合についても、家庭における保育の多様な選択肢の確保及び待機児童対策といった観点から同様に配慮するものとし、適用の拡大を検討している。</p>

### (3) 地域型保育事業所卒園児童の優先利用について（新規）

検討事項	検討理由
新規導入 ・ 加点項目を規定 （15点～20点程度）	<p>新制度においては、連携施設により3歳児以降の保育の提供を確保することとされるほか、連携施設以外の施設を希望する場合、連携施設の利用定員を超えてしまう又は連携施設の設定がなされていない場合においても利用調整で優先する方法が例示されていることから、調整指数にて加点する項目の導入を検討している。</p>

### 3 その他検討課題

- ・ 基本指数番号8の職業訓練及び就学等の指数について  
（現行基準を維持し、訓練又は就学の区分及び利用施設により区分するものとするか、近隣自治体に見られるように保護者の拘束日数及び時間数による指数とするか）
- ・ 多子世帯の調整指数の適用範囲について  
（現行は未就学児童が3名以上の場合に限り適用）
- ・ 多胎児への配慮について
- ・ 法令等で規定される育児休業を取得可能な外勤就労者と、育児休業の規定が無く育児により事業を全部又は一部休業している自営業者との均衡について  
（育児休業に係る調整指数（加点）の有無により優先度の差が生じる）
- ・ 審議会の中で言及された「早期に育児休業を切り上げ、又は育児休業取得中に認可外保育施設を利用する」という事案について  
（現行の調整指数においては、育児休業明けと認可外保育施設利用の指数は同点）
- ・ 自宅から一定距離以上離れた遠方の保育施設又は事業所（市外に所在するものに限る）において保育の提供を受ける児童が市内保育所への入所を希望する際の配慮について